別表六（十二）付表　通算法人の特別試験研究費に係る税額控除可能分配額等の計算に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

他の通算法人の差引対象特別試験研究費の額の合計額 （別表十八の二「20の計」－別表六（十二）「3」）	1	円	この申告が修正申告である場合	税額控除可能額 （(7)と(10)のうち少ない金額）		11	円
各通算法人の差引対象特別試験研究費の額の合計額 (1)＋（別表六（十二）「3」）	2			控除分配割合 （別表六（十二）「7」）÷(9)		12	――――
他の通算法人の税額控除割合が30％である試験研究に係る特別試験研究費の額の合計額 （別表十八の二「21の計」－別表六（十二）「4」）	3			税額控除可能分配額 (11)×(12)		13	円
各通算法人の税額控除割合が30％である試験研究に係る特別試験研究費の額の合計額 (3)＋（別表六（十二）「4」）	4			当初申告税額控除可能額 （当初申告の(11)）		14	
他の通算法人の税額控除割合が25％である試験研究に係る特別試験研究費の額の合計額 （別表十八の二「22の計」－別表六（十二）「5」）	5			当初申告税額控除可能分配額 （当初申告の(13)）		15	
各通算法人の税額控除割合が25％である試験研究に係る特別試験研究費の額の合計額 (5)＋（別表六（十二）「5」）	6			(11)≧(14)の場合 (15)		16	
特別試験研究費基準額 $(4)\times\frac{30}{100}+(6)\times\frac{25}{100}+((2)-(4)-(6))\times\frac{20}{100}$	7			(11)＜(14)の場合	税額控除超過額 (14)－(11)	17	
他の通算法人の調整前法人税額の合計額 （別表十八の二「23の計」－別表六（十二）「7」）	8				(15)＞0の場合の税額控除可能分配額 (15)－(17) （マイナスの場合は0）	18	
各通算法人の調整前法人税額の合計額 (8)＋（別表六（十二）「7」）	9				(17)＞(15)の場合の税額控除超過取戻税額 (17)－(15)	19	
法人税額基準額 $((9)+(別表六（十二の二）「18」))\times\frac{10}{100}$	10			非特定欠損金額が当初申告非特定欠損金額を超える場合	非特定欠損金額が当初申告非特定欠損金額を超える部分の金額	20	
					(20)の法人税額相当額	21	
					(21)の当期税額基準額 $(21)\times\frac{10}{100}$	22	
					調整後税額控除可能額 （(7)と((10)－(22))のうち少ない金額）	23	
					(14)＞(23)の場合の非特定欠損金調整取戻税額 (14)－(23)	24	

（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４）